



1. 今月の税務

国 税、地方税 「特別な処理事項なし」



2. 今月の特集： 上場会社等の決算報告が変わりました！

平成20年度の金融商品取引法の改正により、上場会社等に四半期報告制度が全面的に導入され、すでに平成21年3月決算第1四半期の決算情報が出そろいました。

そこで、今回は四半期報告制度について説明します。

1. 制度の概要

四半期報告制度とは、金融商品取引法によって義務付けられた制度で、平成20年4月1日以降に開始する事業年度から、上場会社等は四半期ごとの決算内容を開示することになりました。

これは、上場有価証券について、より頻繁に、かつ密度の濃い投資情報の提供が求められることから制度化されたものです。

この改正により、これまでは、半期と年度末の2回の決算情報開示が求められていましたが、今後は年4回の開示となります。また、第4四半期については、四半期財務諸表の作成は不要ですが、有価証券報告書に第4四半期の売上高、利益等を記載する必要があります。

2. 提出期限と開示内容

四半期報告書の提出期限は、原則として各四半期終了後45日以内です。

開示内容については、これまでの半期報告書と比べて内容が後退しないよう、基本的にはこれまでと同様に作成する必要があります。ただ、四半期の場合には季節変動等による影響が大きくなる可能性もあることから、四半期特有の会計処理も一部認められています。また、開示までの期限が短いことから、簡便的な会計処理や開示も認められています。

3. 会計監査

各四半期報告は、四半期レビューという形で、公認会計士または監査法人の監査を受ける必要があります。

年度末の財務諸表監査に比べると限定的な手続きではありますが、最終的には四半期レビュー報告書を、会社は公認会計士から発行してもらうことになります。

このことに関し、詳しい方法等関心のある方は、当会計事務所まで連絡をください。ご相談をお受けいたします。

3. 質問コーナーと解答

質問： 主要取引先の倒産により売上が激減し、役員報酬が支払えなくなったのですが、変更はできないのでしょうか？

解答： 平成18年度の税制改正により、法人の役員給与に関する規定が改正され、役員に対して支給する給与は“定期同額給与”であることが定められました（平成18年8月号新聞参照）。

しかし、規程により、次に該当する場合の改訂は認められています。

- (1) 会計期間開始の日から3ヶ月を経過する日までの改定
- (2) 地位変更など、やむを得ない事情（臨時改訂事由）による改定
- (3) 会社の経営状況が著しく悪化、その他これに類する理由（業績悪化改定事由）による改定

ご質問の場合、(3)の経営状況の著しい悪化に該当すると思われます。

尚、この規程(3)は“著しく”という要件が付されており、“やむを得ない事情”がない限りは改定できません。つまり、一時的な資金繰りの都合や単に業績目標に達しなかった場合などは該当しませんのでご注意ください。

このことに関し、詳しい方法等関心のある方は、当会計事務所まで連絡をください。ご相談をお受けいたします。



『いつでもお気軽に事務所あて相談のお電話をください。』

制川オフィス 〒272-0138 千葉県市川市南行徳3丁目1番2号

TEL 047(395)8541 FAX 047(395)7720

漣オフィス 〒279-0031 千葉県浦安市舞浜3丁目10番10号

TEL / FAX 047(381)8860

E-mail : info@kikuharakaikei.com

http://www.kikuharakaikei.com



菊原公認会計士事務所

公認会計士 税理士 行政書士 菊原栄三